

特定技能宿泊1号



○ 1号特定技能外国人が従事する業務

宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務



(2) 特定技能所属機関に対して特に課す条件

宿泊分野においては、1号特定技能外国人が従事する業務内容を踏まえ、旅館・ホテル営業の形態とするとともに、以下の条件を満たすものとする。

(ア) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。）第2条第6項第4号に規定する「施設」に該当しないこと。

(ウ) 特定技能外国人に対して風俗営業法第2条第3項に規定する「接待」を行わせないこと。

・特定技能所属機関は、国土交通省が設置する「宿泊分野における外国人材受入協議会（仮称）」（以下「協議会」という。）の構成員になること。

・特定技能所属機関は、協議会に対し、必要な協力を行うこと。

・特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

・特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、上記イ、ウ及びエの条件を全て満たす登録支援機関に委託すること。

(3) 特定技能外国人の雇用形態

○2. 試験概要

- (1)実施主体
- 実施主体：一般社団法人宿泊業技能試験センター（以下「センター」という。）
- (2)試験言語
- 試験言語は「日本語」とする。ただし、専門用語等については注釈として英語や試験実施国の現地語等、他の言語を記載することもできるものとする。
- (3)実施方法
- ①筆記試験及び実技試験によって行う。
- ②筆記試験はペーパーテスト方式により試験を行う。概ね30問程度の真偽法（○×式）とし、フロント業務、企画・広報業務、接客及びレストランサービス業務並びに安全衛生及び宿泊業の基本事項から出題する。
- ③実技試験は、試験官1名との口頭による判断等試験とし、フロント業務、企画・広報業務、接客及びレストランサービス業務並びに安全衛生及び宿泊業の基本事項から出題する。
- (4)事業年度における実施回数、実施時期及び実施場所
- ①国内は概ね2回から3回10箇所程度、国外は概ね2回から3回数箇所程度とする。
- ②実施時期については基本的に4月、10月及び必要に応じて他の月において実施する。
- ③実施場所については、国内は、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡から開催を始め、受験者の応募状況に応じ、以降順次開催場所をセンターの理事で構成される理事会（以下「理事会」という。）で決定する。国外は、ベトナム、ミャンマーから順次の開催を予定しており、その他の国については宿泊施設のニーズや各国での調査を踏まえ、開催場所を理事会で決定する。
- ④試験は、原則として、筆記試験と実技試験を同一会場で同一日に実施することとして試験時間を定める。なお、同じ問題で試験を開催する際は、日本時間に合わせて開催するが、それが困難である場合は、異なる問題を用意し試験日時を調整する。

宿泊分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（概要）

- 新たな外国人材受入れのための在留資格の創設等を内容とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が平成30年12月に成立し、一部の規定を除き平成31年4月より施行される。
- 宿泊分野は、新たな在留資格「特定技能1号」の対象分野の1つとされており、分野ごとに、制度の運用に関する方針を定めることとされている。

1 生産性向上や国内人材確保のための取組

(生産性向上のための取組)

- マルチタスク化の推進、スタッフの技能向上、スキルマップの作成等による業務効率化等に取り組んでいる。また、ワークショップやセミナーの開催等を通じ、好事例を全国へ展開。これらの取組により、**過去5年間の年平均生産性向上率は2.8%**と、全産業平均を大きく上回る状況。

(国内人材確保のための取組)

- 女性のキャリアアップを促進する教育研修制度の確立や高齢者が働きやすい勤務体系の導入、休館日の導入、有給休暇完全消化の徹底等の労働環境の改善に取り組んでいる。

2 受入れの必要性

- 近年の訪日外国人旅行者の増加や、2020年4,000万人、2030年6,000万人の政府目標達成に向けた宿泊需要に対応するため、全国にわたり、宿泊分野の人材確保が必要不可欠。
- **現時点で既に約3万人の人手不足が生じているものと推計。さらに、今後の訪日外国人旅行者の増加等に伴い、5年後（平成35年）までに全国で10万人程度の人手不足が生じる見込み。**

3 受入れ見込み数

- **今後5年間で最大2万2,000人の受入れを見込み、これを5年間の受入れの上限として運用。**
- **毎年2.8%程度の生産性向上を図るとともに、国内人材の確保のための取組により労働効率化（5年間で5万人程度）及び追加的な国内人材の確保（5年間で3万人程度）を行ってもなお不足すると見込まれる数**を上限として受入れ。

4 1号特定技能外国人が従事する業務

- **フロント、企画・広報、接客及びレストランサービス**等の宿泊サービスの提供に係る業務

5 特定技能所属機関に対して特に課す条件

- **旅館・ホテル営業の形態かつ以下の条件を満たすこと**
 - ・ 旅館業法に規定する「旅館・ホテル営業」の許可を受けていること
 - ・ 風俗営業法に規定する「施設」に該当しないこと
 - ・ 特定技能外国人に対して風俗営業法に規定する「接待」を行わせないこと
- 国土交通省が設置する**協議会の構成員**となり、協議会に対し、必要な協力をを行うこと。

- 国土交通省等が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと。

等

6 特定技能外国人が大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

自治体における一元的な相談窓口の設置、ハローワークによる地域の就職支援等を着実に進める等の業種横断的な措置・方策に加え、国土交通省は以下の措置等を講ずる。

- **地域における人手不足の状況**について、協議会等の場を活用して、**定期的な把握**を行う。
- 本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知し、**各地域の宿泊施設に**

より生活支援の充実を図る。